

新旧対照表

● 大口定期預金規定			
大口定期預金(自動継続方式)			
	改定前	改定後	備考
	3. (利息) (1)～(3)略 (4) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、</u>その利息（以下、「期日前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (以下 略) (5)略	3. (利息) (1)～(3)略 (4) <u>この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、</u>その利息（以下、「期日前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (以下 略) (5)略	下線部変更
	4. (預金の解約、書替継続) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。	4. (預金の解約、書替継続) <u>(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> <u>(2)この預金を解約または書替継続するときは、</u>当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。	第1項 新設 項番変更

新旧対照表

● 大口定期預金規定			
大口定期預金(自動解約入金方式)			
	改定前	改定後	備考
	3. (利息) (1)～(3)略 (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、 その利息（以下、「期日前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。 （以下 略） (5)略	3. (利息) (1)～(3)略 (4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、 その利息（以下、「期日前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。 （以下 略） (5)略	下線部変更
	4. (預金の解約) この預金を第1条(預金の支払時期)の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。	4. (預金の解約) (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2)この預金を第1条(預金の支払時期)の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。	第1項 新設 項番変更